

高齢者に関する事業

予防接種

(☎保健所保健予防課 TEL 626-1114)

インフルエンザ予防接種(高齢者)

対象者：①宇都宮市に住民登録がある65歳以上の方

②宇都宮市に住民登録がある60～64歳の方で、「心臓、腎臓、呼吸器の機能、HIVによる免疫の機能」に障がい有する方(身体障がい者手帳1級程度)

接種場所：21～26ページに掲載(事前に接種日時等を確認してください。)

接種料金：1,500円(受診時に医療機関へ直接お支払いください。)

持ちもの：②に該当する方は、医療機関に身体障がい者手帳の写しをお持ちください。

接種期間：令和3年10月1日から令和4年3月31日まで

接種回数：接種期間中に1回(2回目を希望される方は、全額自己負担になります。)

免除制度：上記対象者のうち、市民税非課税世帯の方、生活保護受給者の方、中国残留邦人の認定を受けている方は、接種料金が免除になります。ただし、接種前に保健所保健予防課、保健と福祉の相談窓口(表紙をご覧ください)、各地区市民センター・出張所に印鑑(朱肉を使用するタイプのもの)と身分証明書(運転免許証、健康保険証など)をお持ちのうえ、免除申請をしてください。上記②に該当する方は、申請時に身体障がい者手帳の写しをお持ちください。

※施設入所などにより市外の医療機関で接種を受ける場合は、接種の前に別途申請が必要になります。詳しくは、保健予防課へお問い合わせください。

肺炎球菌予防接種(高齢者)

対象者：①宇都宮市に住民登録がある肺炎球菌予防接種を受けたことがない下表生年月日の方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日

②宇都宮市に住民登録がある肺炎球菌予防接種を受けたことがない60～64歳の方で、「心臓、腎臓、呼吸器の機能、HIVによる免疫の機能」に障がい有する方(身体障がい者手帳1級程度)

接種場所：21～26ページに掲載(事前に接種日時等を確認してください。)

接種料金：2,500円(受診時に医療機関へ直接お支払いください。)

持ちもの：②に該当する方は、医療機関に身体障がい者手帳の写しをお持ちください。

接種期間・回数：令和3年4月1日から令和4年3月31日までに1回

免除制度：上記対象者には、「インフルエンザ予防接種」と同様の免除制度があります。

[注意]過去に1度でも肺炎球菌予防接種(ニューモバックス)を受けたことがある方は、定期接種(一部公費負担)の対象となりません。

介護予防事業

(☎高齢福祉課 TEL 632-2357)

介護が必要になることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康状態等に応じた介護予防事業を行っています。

■ 対象者：要介護(支援)認定を受けていない65歳以上の方

● 介護予防教室(はつらつ教室)

運動や認知症予防などについて、講話や実技(ストレッチ・簡単な運動など)を通じて学ぶ教室です。教室終了後も、参加者の多くは自主グループとして、引き続き、仲間と活動しています。

● いきいき健康教室(サッカー・自転車・バスケット)

市内の地域密着型プロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮ブリッツェン、宇都宮ブレイクス)の選手などと一緒に、ストレッチや簡単な運動など、介護予防について楽しく学べる教室です。

■ 対象者：要支援1・2の認定を受けた方、「基本チェックリスト※」により生活機能低下がみられた方

(※日常生活で必要となる機能の確認のための25項目の質問票)

● 通所型サービスC

生活機能を改善するため、地区市民センターやスポーツジム等で約3か月間集中的に、介護予防プログラム(運動や口腔ケア、脳トレなど)を行います。

● 訪問型サービスC

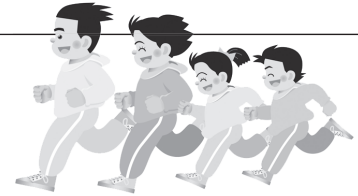
看護師、歯科衛生士、作業療法士などがご自宅を訪問し、約3か月間、利用者の状態に合わせて、運動や口腔ケア、脳トレなどの介護予防を行います。

介護保険

介護保険制度に関する相談・問い合わせ

- 介護サービス・給付、サービス計画の作成、利用者負担額減免に関すること（☎高齢福祉課 TEL 632-2906）
- 要介護・要支援認定に関すること（☎高齢福祉課 TEL 632-2986）
- 介護保険料に関すること（☎高齢福祉課 TEL 632-2907）

後期高齢者医療



後期高齢者医療制度（☎保険年金課 TEL 632-2307）

- 資格取得
 - ・ 75歳になる方
75歳の誕生日から栃木県後期高齢者医療の被保険者となります。
手続きは不要で、誕生日前月（1日誕生日の方のみ前々月）に被保険者証が送付されます。
 - ・ 一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方
保険年金課へお問い合わせください。
保険年金課、地区市民センター、出張所で加入の手続きをしますと、後日、被保険者証が交付されます。
[手続きに必要なもの]
障がいの等級がわかる手帳等、現在お使いの健康保険証、個人番号カード（マイナンバーカード）等
 - ・ 75歳以上の方で宇都宮市に転入された方
保険年金課、地区市民センター、出張所で加入の手続きをしますと、後日、被保険者証が交付されます。
[手続きに必要なもの] 負担区分等証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）等
- 限度額適用・標準負担額減額認定証等
 - ・ 住民税課税所得145万円以上690万円未満の現役並み所得の方
申請し認定されますと、「限度額適用認定証」が交付され、医療機関に提示することにより、申請した月の1日から、医療費の支払いが一定になります。
 - ・ 住民税非課税世帯の方
申請し認定されますと、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、医療機関に提示することにより、申請した月の1日から、医療費の支払いが一定になり、入院したときの食事代も減額になります。
[手続きに必要なもの] 被保険者証、個人番号カード（マイナンバーカード）等

健康診査など

身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査などの健康診査や、がん検診が無料で受診できます。
詳しくは、1～8ページの特定健診・がん検診等をご覧ください。
（☎保健所健康増進課 TEL 626-1129）

人間ドック・脳ドック受診費用の一部補助（☎保険年金課 TEL 632-2307）

対象者：宇都宮市の資格を有する、栃木県後期高齢者医療の被保険者であり、後期高齢者医療保険料や市税等に滞納がない方
健診機関：10ページに掲載の「人間ドック・脳ドック補助対象医療機関一覧」と同じです。
表にない医療機関で受診する場合は、費用の一部補助はできません。
補助金額：受診費用のうち、10,000円を補助します。
受診当日に受診費用から差し引くため、受診後の申込みはできません。
申込方法：受診前に、保険年金課へご連絡ください。
その他：年度内に人間ドック・脳ドックのどちらか1回の補助となります。
人間ドック・脳ドックの補助を受ける場合は、「健康診査」を受診することができません。